

提案書の募集について

次のとおり、参加希望者から提案書を募集します。

令和6年8月19日

富山市長 藤井 裕久

1 業務概要

(1) 業務名

富山市子育て支援ガイドブック制作・発行業務

(2) 業務内容

別紙「富山市子育て支援ガイドブック制作・発行業務仕様書」参照

(3) 履行期限

協定締結日から令和7年5月末まで

(4) 費用負担

広告収入で作成し、無償提供とする。

(5) 広告について

広告主、広告取扱者、広告内容の基準、広告掲載の承諾については、「富山市広告事業実施要綱」及び「富山市広告掲載基準」の規定によるものとする。また、掲載できる広告は子育てに関連する次の項目に限定し、ア、イを優先的に掲載すること。

ア 教育・保育関係

イ 医療機関等

ウ 子育て関連企業等（こども支援課と協議すること）

2 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 富山市子育て支援ガイドブック制作・発行業務業者選定委員会委員と利害関係を有しないこと。

3 日程及び事務手続き

(1) 業務説明資料

ア 交付期間

令和6年8月19日（月）午前9時から

令和6年9月30日（月）午後5時まで

イ 交付場所及び方法

こども家庭部こども支援課において直接交付します。又は、市ホームページからダウンロードいただくことで交付します。

(2) 質問書

指定した期間内に「質問書（様式2）」を電子メールにて提出すること。

※ 上記以外の方法による問い合わせには、応じかねますのでご了承ください。

ア 受付期間

令和6年8月19日（月）午前9時から

令和6年9月3日（火）午後5時まで

イ 受付場所

E-MAIL kodomosien-01@city.toyama.lg.jp

ウ 回答方法

回答は質問者に対して、電子メールで行います。また、質問者の法人名を伏せたうえで富山市ホームページで公表します。

(3) 提案書

ア 受付期間

令和6年8月19日（月）午前9時から

令和6年9月30日（月）午後5時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

こども家庭部こども支援課への持参又は郵送により受け付けます。

※ 持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日又は祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※ 郵送の場合は令和6年9月30日（月）必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してください。

ウ 提出書類

11部（正本1部、副本10部）

① 参加表明書（様式1）

② 同種・類似業務の実績調書（様式3）

※自治体への印刷物無償提供の実績等を記載すること。

③ 提案書（任意様式）

製本してA4判とし、表紙（様式4）をつけてください。A3判による折込ページの挿入は可とします。

提案書と見本は、分けて作成してください。

提案書は制作する子育て支援ガイドブックの構成が分かる内容とし、下

記の事項を漏れなく記載すること。また、一連のページ番号を付すること。

- ア 企業概要
- イ 冊子の企画・コンセプト
- ウ 編集力・ページ構成・ページ数
- エ 事業者が企画する記事（育児情報、特集ページ等）
- オ 制作・発行工程表
- カ 広告の方法（作成、掲載方法、広告の割合等）
- キ 広告の募集（募集方法、審査体制、問い合わせ対応等）
- ク 当該業務の実施体制（A4判（両面可）1枚程度）
- ケ 納品方法（納品場所、時期、運送方法等）
- コ 緊急時の対応
- サ その他独自の提案、工夫などアピールしたい事項
※富山市子育て支援サイト「育さぽとやま」、アプリ「育さぽとやま by 母子モ」に関する提案をする場合は、サに記載すること。

④ 見本

- ア 表紙を含めた見開き5枚程度
- イ 上記アを簡易的に製本したもの
※文面、イラスト、③提案書エで提案する記事も含めること。
※ア、イいずれも提出すること。

(4) 一次審査

参加希望者が5者以上の場合は、提案書をもとに一次審査を実施します。ヒアリングには一次審査通過者が参加します。一次審査の評価基準・項目・配点は別添のとおりです。

(5) ヒアリング

提出された提案書をもとに、選定委員会によるヒアリングを実施します。

- ア 実施日時
令和6年10月中旬（時間及び場所は決まり次第別途通知します。）
- イ 実施方法
30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）
- ウ 留意点
 - ・プレゼンテーションの際は、自らの名称を明らかにしないこと。
 - ・説明用にパソコンが必要な場合は、各事業者で準備すること。（プロジェクター、スクリーンは市で準備します。）
 - ・説明員を含む出席者は、提案事業者1者につき3名までとします。

(6) 選定方法・結果の通知

ア 受託候補者の選定方法

選定委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑応答による審査を行い評価します。評価基準・項目・配点は別添のとおりです。

イ 最低選定基準点

合計750点のうち450点

ウ 結果通知

選定委員会の評価結果については、提案者すべてに選定結果を文書で通知します。

なお、実施結果については、結果通知後に参加者の名称を富山市ホームページで公表します。参加者が2者以下であった場合、各参加者の得点が公表されますのでご注意ください。

4 選定委員会委員職氏名

委員長	こども家庭部長	古川 安代
副委員長	こども家庭部次長	高場 英人
委員	こども保育課長	中川 美智留
委員	こども健康課長	堀井 由紀
委員	富山短期大学教授	石動 瑞代 (外部委員)

5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできません。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑤ 実施要領の内容を遵守しない場合
- ⑥ その他選定委員会が不適合と認める場合

6 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しません。
- (3) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

(担 当) こども家庭部こども支援課企画総務係

(電 話) 076-443-2252 (直通)

(FAX) 076-443-2169